

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 9月28日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 東 和 浩

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目 5 番65号

【電話番号】 東京(03)6704 - 3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 相 澤 浩 康

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目 5 番65号

【電話番号】 東京(03)6704 - 3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 相 澤 浩 康

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社みなと銀行（以下、「みなと銀行」）、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の間で2017年3月3日に締結された基本合意（以下、「本基本合意」）に基づき、当社は、2017年9月26日開催の取締役会において、関係当局的の許認可等が得られること等を前提として、みなと銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社（それぞれ以下、「統合各社」）の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うこと等を決議し、同日、当社、三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行、みなと銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）を当事者とする統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結致しました。

また、当社は、当該取締役会において、特定子会社の異動に係る決議を致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

| | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称 | 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ (英文名 Kansai Mirai Financial Group, Inc.) |
| 住所 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 |
| 代表者の氏名 | 菅 哲哉 |
| 資本金 | 250,000,993円（予定）。但し、当社は、特定子会社の設立後、特定子会社による増資（以下、「本件増資」）の引受けを行うことを予定しており、本件増資後の特定子会社の資本金の額は、29,339,613,345円増加致します。 |
| 事業の内容 | 銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務 |

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前

異動後 5,306個（予定）。但し、本件増資後の当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数は、628,096個となる予定です。

総株主等の議決権に対する割合

異動前

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、当社が中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立し、同社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、2017年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

当社は、本統合契約に基づき、同日開催の取締役会において、連結子会社として本持株会社を設立することを決議致しました。

なお、本件増資後の本持株会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当する見込みとなるため、本持株会社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

関係当局等の許認可等が得られること等を前提に、2017年11月頃の設立を予定しております。

以 上